○農林水産省告示第二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草五九九二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町小屋川字道ノ原三一〇、三一五の一、三二〇の二、字松株三二七、三二九の二、三三〇、字日ノ本三三二、三三六、字辻奥一六二九の七、一六二九の四四（次の図に示す部分に限る。）、一六二九の四七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字道ノ原三一五の一・字松株三二九の二・字辻奥一六二九の七・一六二九の四四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長崎県平戸市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　魚つき

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長崎県平戸市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町高峯字瀧ノ尾二一七五の三・二一七五の四（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　再生可能エネルギー発電設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道網走郡津別町字最上八五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道広尾郡広尾町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大野市宝慶寺四五字上小山九の三、九の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市有馬字熊沢二二九六の二から二二九六の四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字西宇塚字ヒヌ田七五八の五八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年一月二十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。